第44回山梨県環境保全審議会(平成27年5月25日開催)

審議事項(3)資料

第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の策定について

みどり自然課

山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

今般の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、法施行をもって現行の第2期特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画は効力を失うことから、イノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、新たに第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定する。

2 計画の期間

平成27年5月29日~平成29年3月31日

3 管理が行われるべき区域

県内全域

4 現 状

- (1) 生息動向
 - ・県内の市街地や高標高地域を除くほぼ全域に分布
 - ・平成 15 年度から平成 22 年度にかけて分布は若干拡大したが、その後、<u>平成 25 年度に</u>かけてはやや縮小傾向
 - ・狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、<u>平成15年度から平成25年度にかけて</u>減少傾向にあり、生息密度も減少傾向
 - ・耕作放棄地の増加等により、依然として集落に出没しやすい生息環境
- (2) 捕獲狀況
 - ・平成20年度以降の捕獲頭数は、3,000頭前後で推移し、平成25年度の捕獲頭数は1,951 で前年度から約48%減少
- (3) 農作物被害の状況
 - ・平成19年度をピークとして平成20年度以降、ほぼ横ばい
 - ・平成25年度は被害面積32ha、被害量207t、被害金額43百万円
- (4)被害防除の状況
 - ・平成19年度から平成25年度までにおける電気柵の整備実績は269,107m、防止柵は164,866mとなっている。平成20年度及び平成22年度以降は電気柵の整備実績が防止柵のそれを上回っている。

5 管理の目標

- (1)農業被害の抑制
- (2) 地域個体群の健全な維持

6 数の調整に関する事項

[基本方針]

- ・奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

(1) 狩猟

- ・特例休猟区制度の導入(休猟区でのイノシシの狩猟が可能)
- ・狩猟期間の1ヶ月延長(11/15~2/15 → 11/15~3/15)
- ・冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和(ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了するまでの期間に限定:12 cm→20 cm)
- (2) 有害捕獲
 - ・里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人、被害を受けている個人が実施
- (3)管理捕獲
 - ・里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 生息環境の保護
 - ・ 落葉広葉樹林の保全
 - 針広混交林の整備
- (2) 生息環境の整備
 - ・農地の周辺の森林(里山)の手入れ
 - ・竹林の手入れ
 - ・耕作放棄地等の解消

8 被害防止対策

- (1) 集落内農地周辺の環境改善、野生獣を誘引する要素の除去
- (2) 手入れした里山及び耕作放棄地周辺のパトロール
- (3) 柵の設置等による被害防除の強化
- (4) 地域リーダー育成のための学習会の開催など地域ぐるみの取り組み

9 計画の実施体制

- (1) 行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携
- (2) 地域野生鳥獣被害対策連絡会議
- (3) イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会



山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(案)

平成27年5月策定

山 梨 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
(]	1)現状	1
ア	生息環境	2
(7	ア)本県の自然環境	2
(/	() 生息環境	3
1	生息動向及び捕獲等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(7	ア) 生息動向	3
(/	f) 捕獲状況	6
ウ	被害等及び被害防除状況	7
(7	ア)野生鳥獣による農作物被害状況	7
(/	() 被害防除状况	8
エ	その他	9
(2)	管理の目標	9
ア	農作物被害の抑制	9
1	地域個体群の健全な維持	9
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	9
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	9
(1)	基本方針	0
(2)	狩猟 1	0
(3)	有害鳥獣捕獲	0
(4)	管理捕獲(個体数調整のための捕獲) 1	1
(5)	捕獲数の目標	1
7	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項1	1
(1)	生息環境の保護 1	1
ア	落葉広葉樹の保全	2
1	針広混交林の整備	2
(2)	生息環境の整備	2
ア	農地の周辺の森林(里山)の手入れ	2
1	竹林の手入れ	2

ウ	耕作放棄地等の解消	12
8	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	1 2
(1)	被害防止対策	1 2
ア	集落における誘引物の除去	1 2
()	ア)集落内農地周辺の環境改善	1 2
(/	() 野生獣を誘引する要素の除去	1 2
1	パトロール	13
ウ	柵の設置等による被害防除の強化	13
エ	地域ぐるみの取り組み	13
(7	ア)学習会の開催	13
(/	() 合意形成	13
(2)	狩猟者の確保・育成	13
ア	狩猟者の確保	13
1	狩猟技術の向上	1 4
(3)	モニタリング等	1 4
ア	地域ぐるみの取り組み	14
(7	ア)分布	14
(/	() 生息密度	14
イ	被害状況調査	14
(4)	計画の実施体制	14
ア	実施体制	14
(7	ア)行政、猟友会、農業団体、農業者等の連携	15
(/	() イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会	15
(r	り)野生鳥獣被害対策連絡協議会	15
1	実施方法	15
(7	ア)計画の作成	15
	() 事業の実施	
	ケ)評価	
	普及啓発・広報活動	
付属	資料	16

1 計画策定の目的及び背景

本県では、耕作放棄地の増加といった生息環境の変化、イノシシの分布拡大や個体数の増加、効果的な被害対策の遅れ等の様々な要因により、1990年代頃からイノシシによる農作物被害が急激に増加した。

平成17年度に科学的で計画的なイノシシの保護管理を通して、農林業被害の軽減と地域個体群の保存を図るため特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)を策定し、平成19年度に計画を変更した。

イノシシによる農作物被害は、耕作放棄地の増加など集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成19年度以降依然として鳥獣による農作物被害の約3割を占めており減少していない。

このような状況を踏まえ、平成24年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を総合的に実施するとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、平成24年度から、第2期山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画に基づき様々な取り組みを進めてきた。

平成25年度までのイノシシの生息状況は、若干減少傾向にはあるが年による変動が大きく、 農作物被害額も過去最低を記録したが、依然としてニホンザルに次いで農作物被害の3割近 くを占めているため、引き続き特定鳥獣保護管理計画に基づく取り組みが必要である。

今般の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、法施行をもって現行の第 2期特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画は効力を失うことから、イノシシの生息数を適正な 水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、新たに第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第11次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成27年5月29日~平成29年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

イノシシの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

(ア) 本県の自然環境

本県は中部地方に属し日本列島のほぼ中央に位置している(東経 138 度 11 分 0 秒 (南 アルプス市芦安) ~139 度 8 分 15 秒 (上野原市)、北緯 35 度 9 分 54 秒 (南巨摩郡南部 町) ~35 度 58 分 7 秒 (北杜市高根町))。

県の北東部には秩父山地が連なり西部には南アルプス (赤石山脈) の 3,000m級の山々がそびえている。また、北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいている。これらの山地を水源とする富士川は県西部を南に流れ駿河湾に至っている。また南部には、日本の霊峰富士山(3,776m)を中心に富士五湖や丹沢山地、御坂山地があり、これらの間を桂川(相模川)が流れ典型的な河岸段丘を作っている。本県はこのような山地や河川、湖沼が織りなす変化に富んだ地形を形成している。

県土面積は4,465 k㎡でわが国の総面積の1.2%にあたり、森林が県土の大半を占め(森林面積割合77.8%) 平坦部は少ない。 県域を250mメッシュに区分した時の標高分布を見ると、全メッシュの平均標高は約995mで800mから1,000mのメッシュの頻度が最も高く、多くは200mから1,200mの範囲に含まれている。 県のほぼ中央に位置する県庁所在地の甲府市の標高は274mで一帯を中心に広く甲府盆地が広がっている。

植生は、このような地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持ち多様な植物種や植物群落がみられる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯(海抜1,600mから2,400m)にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海抜2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、特に戦後以降、高度経済成長期を通じた開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。 ツキノワグマなど生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との 軋轢が大きな社会問題となってしまった種も現れている。

県土の約 78%は森林で占められ、その 44.1%が人工林である。また、森林面積の約 57.6%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地の 5.6%、宅地の 4.0%で、その他が 11.6%となっている。

また、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐、南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原 国定公園、さらに四尾連湖、南アルプス巨摩の2つの県立自然公園を有し、その面積は 県土の27.1%(平成23年)に及ぶ。

産業構造の変化に伴い、住宅地や工業用地のための開発や農用地からの転換が進み、 平成11年から21年までの10年間に、農用地が9.0%の減少、住宅地が8.2%の増加を 示している(平成11、21年広域圏別土地利用の現況より)。

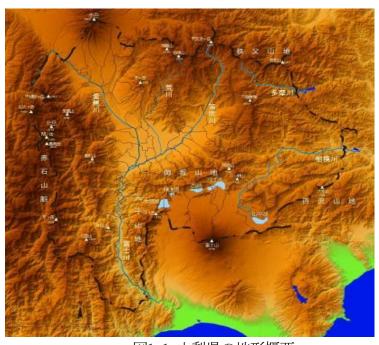


図1-1 山梨県の地形概要

(イ) 生息環境

イノシシは、春期 (5,6月) にタケノコを、夏から初秋期 $(7\sim9月)$ に双子葉植物を最も多く採食すること、秋期 $(10\sim12月)$ にどんぐりなどの堅果類及び動物質、晩秋から冬期 $(11月\sim4月)$ に根・塊茎の採食量が増加することが報告されている。また、身を隠せる場所を好む習性がある。

すなわち、イノシシは、身を隠せる草本、低木の茂み、食料を供給する落葉広葉樹林、 竹林等及び食料、水を供給する水田放棄地を選択的に利用する。

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) 生息動向

イノシシは、県内の市街地や高標高域を除くほぼ全域に分布しており、平成15年度から平成22年度にかけて分布状況はやや拡大したが、その後平成25年度にかけてはやや縮小している。

また、狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、平成15年度から平成25年度 にかけて減少傾向にあることから、生息密度も減少傾向にあると考えられる。

ただし、耕作放棄地の増加等により依然として集落に出没しやすい生息環境となっている。

a 山梨県内のイノシシの分布状況

(a) 平成 15 年度の分布状況

平成 15 年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図 2-1 に示した。調査対象メッシュは 177、非調査対象メッシュは 39 であった。

生息確認メッシュは147あり、生息確認率は83%であった。

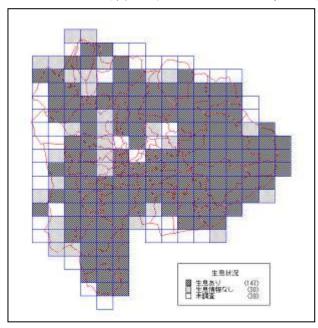


図 2-1 H15 における出猟カレンダー及び 痕跡密度結果による分布状況

(b) 平成22年度の分布状況

次に平成22年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図2-2に示した。調査対象メッシュは190、非調査対象メッシュは26であった。生息確認メッシュは161あり、生息確認率は84.7%であった。多少の増減はあるものの、平成15年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況とほぼ同様であった。

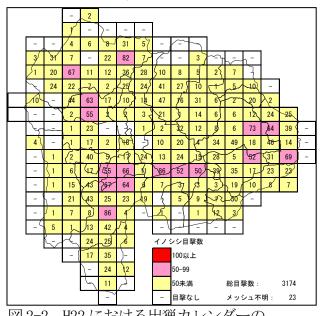


図 2-2 H22 における出猟カレンダーの 第一種銃猟による目撃数

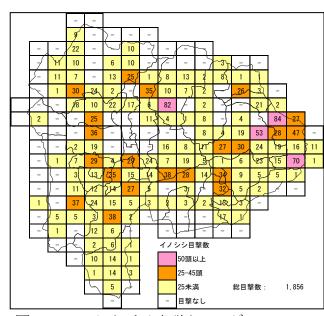


図 2-3 H25 における出猟カレンダーの 第一種銃猟による目撃数

(c) 平成25年度の分布状況

次に平成25年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図2-3のとおりである。調査対象メッシュは180、非調査対象メッシュは36であった。生息確認メッシュは146あり、生息確認率は81.1%であった。平成22年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況よりもやや縮小している。

b イノシシの密度指標の変化

イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化することが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。(平成26年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より)

次に平成15年度から25年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表 3-1、図 3-1 に示した。上記の観点からイノシシの密度指標を評価すると、捕獲率は年変動が大きいが、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率共に若干減少傾向にあり、イノシシの生息密度は、やや減少していると考えられる。

表 3-1 第一種銃猟における目撃率および捕獲率の変化

左曲	出猟人日数	イノシシ目撃数					イノ		口較安	捕獲率		
年度		成獣	幼獣	不明	合計	オス	メス	幼獣	不明	合計	目撃率	拥 传 华
H15	10, 167	1, 933	746	222	2, 901	407	247	104	-	758	0. 29	0. 07
H16	7, 585	2, 290	914	295	3, 499	497	336	174	-	1, 007	0. 46	0. 13
H17	9, 088	2, 582	1, 205	367	4, 154	479	339	149	-	967	0. 46	0. 11
H18	10, 041	2, 814	966	286	4, 066	675	524	189	-	1, 388	0. 40	0.14
H19	11, 487	2, 208	980	321	3, 509	412	328	118	-	858	0. 31	0. 07
H20	11, 057	2, 421	994	415	3, 830	515	412	189	-	1, 116	0. 35	0. 10
H21	10, 228	2, 266	989	373	3, 628	593	420	152	33	1, 198	0. 35	0. 12
H22	12, 062	2, 116	755	280	3, 151	572	398	128	51	1, 149	0. 26	0. 10
H23	10, 475	1, 970	823	296	3, 089	535	376	140	33	1, 084	0. 29	0. 10
H24	10, 027	1, 657	579	209	2, 445	505	351	139	20	1, 015	0. 24	0. 10
H25	8, 747	1, 189	459	208	1, 856	240	195	62	8	505	0. 21	0.06

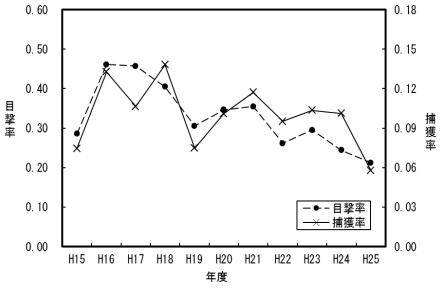


図3-1 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化

(イ) 捕獲状況

狩猟、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、平成20年度以降 毎年度3,000頭前後で推移し、平成25年度の捕獲数は1,951頭で前年度から約48%減少した。

a 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで 1_{5} 月間延長している。平成18年度から平成25年度までの狩猟による捕獲頭数は、 1_{5} 452頭であり、 1_{5} 56頭となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、 1_{5} 957頭であり、 1_{5} 56頭となっている。

延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、15.7%となっており猟期の延長により捕獲圧を強化できているといえる。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入している。イノシシの大量出没があったH18年度の大量捕獲とその翌年度の反動による捕獲数の減少を除けば、特例休猟区の導入前よりも導入後の方が狩猟による捕獲数は多くなっている。

b 有害捕獲

有害捕獲は、管理捕獲を本格的に実施した平成20年度以降に200頭前後で推移している。

c 管理捕獲(個体数調整のための捕獲)

管理捕獲は、平成18年度から始まり、本格実施した平成20年度以降に1,000頭前後で推移している。

捕獲目的別の捕獲頭数の推移

_		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
狩	猟	1,313	1,573	1,271	2,443	1,156	1,713	1,676	1,748	1,433	1,602	681
うち	延長分				(370)	(231)	(275)	(283)	(263)	(219)	(221)	(95)
有害捕獲		650	639	562	1,393	412	185	178	151	110	269	112
管理捕獲				_	151	145	798	1,004	1,271	999	1,857	1,158
合	計	1,963	2,212	1,833	3,987	1,713	2,696	2,858	3,197	2,542	3,728	1,951

ウ 被害等及び被害防除状況

(ア) 野生鳥獣による農作物被害状況

a 農作物の加害獣別の被害状況

平成 25 年度における加害獣別の被害状況を図 3-2、表 3-2 に示した。被害の多くは、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの大型獣で占められており、被害面積は 146ha、被害量が 796t、被害金額が 1 億 9, 200 万円となっている。その中でも、依然としてイノシシの被害が大きく、被害面積は約 32ha(21.9%)、被害量は 207t(26.0%)、被害金額が 4,300 万円(22.4%)となっている。

イノシシは、ニホンジカ、ニホンザルに次いで全体の2割近くの被害を出している。

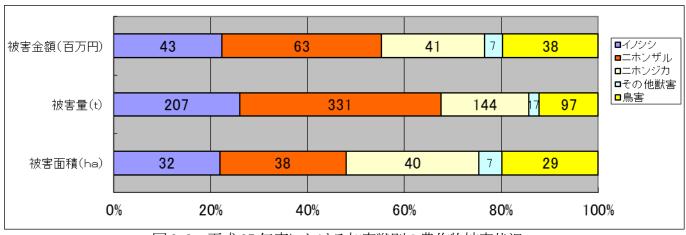


図3-2 平成25年度における加害獣別の農作物被害状況

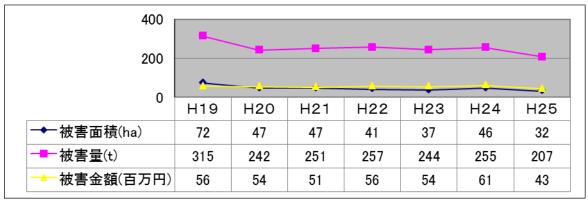
表 3-2 平成 2 5 年度における加害獣別の農作物被害状況

	イノシシ	ニホン ザル	ニホン ジカ	その他 獣害	鳥害	獣害	合計
被害面積(ha)	32	38	40	7	29	117	146
被害量(t)	207	331	144	17	97	699	796
被害金額(百万円)	43	63	41	7	38	154	192

b イノシシによる農作物被害状況の推移

平成19年度をピークとして平成20年度以降は、ほぼ横ばいの状況であったが、平成25年度は被害面積32ha、被害量207t、被害金額43百万円で現在の統計手法になってから最小の被害となった。

被害が横ばいである原因としては、平成20年度以降は、捕獲頭数が2,800頭から3,000頭位で推移しており生息数の減少に寄与していることが挙げられるが、その一方で耕作放棄地の増加によりイノシシが集落に出没しやすい環境となっており、依然としてイノシシによる被害は多い。平成25年度に被害が減少した原因としては、前年度の捕獲数が多かったこと、イノシシのえさとなるどんぐり等が豊作であり集落に下りてくる個体の数が減ったことが挙げられる。



※H25年度の数値は速報値。

c 耕作放棄地面積の推移-3 イノシシによる農作物被害状況

2010 年農林業センサスの結果では、山梨県の耕作放棄地面積は3,118haであり、2005年センサス時に比べ、面積で134ha減少しているが、依然として多い。

	年	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)							
	平成12年	21,328	2,959							
山梨県	平成17年	18,931	3,252							
	平成22年	17,817	3,118							
	平成12年	3,883,943	210,019							
全 国	平成17年	3,608,428	223,372							
	平成22年	3,353,619	214,140							

表 3-3 耕作放棄地面積の推移

(出典:農林業センサス(農林水産省))

(イ)被害防除状況

平成19年度から平成25年度までにおける電気柵の整備実績は、269,107mとなっており、防止柵のそれは、164,866mとなっている。平成20年度及び22年度以降は電気柵の整備実績が防止柵のそれを上回っている。

被害防止柵の整備状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
電気柵	17,663	24,180	22,860	34,614	54,901	59,188	55,701
防止柵	42,001	17,818	37,868	29,390	11,895	10,787	15,107
合 計	59,664	41,998	60,728	64,004	66,796	69,975	70,808

(単位:m)

※電気柵は、ニホンザル、ニホンジカ及びイノシシ対応のものである。

※防止柵は、ニホンジカ及びイノシシ対応のものである。

エ その他

イノシシは、古くから食料、衣料、日常生活品のための重要な資源で、狩猟の対象とされてきた。現在でも魅力ある狩猟資源として活用されており、経済的価値も持っている。 また、最近30年ほどの間に大型獣を対象とする大物猟への嗜好が高まる中で狩猟者にとって最も重要な動物の一つとなっている。

よって、個体数を調整する上で管理捕獲等だけでなく狩猟が重要な役割を担っている。

(2) 管理の目標

ア農作物被害の抑制

イノシシによる被害の多くは農作物被害であり、生活被害や林業被害を出すことは少ないことから、最も重視するべきことは、農作物被害の抑制である。

イ 地域個体群の健全な維持

古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要である。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目を バランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生 息環境管理の効果を十分なものとすることができるなど、これらの3項目は相互に深く関係 性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域(被害を重点的に防ぐ場所)を定め、その中で上記 3項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく耕作放棄地などの生息環境の改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 基本方針

当面の数の調整に関する基本方針を以下のように定め、それにしたがって、狩猟、有害捕獲、 及び管理捕獲の実施方法、並びに捕獲数の目標を以下のように定める。

[基本方針]

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が 低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイ ノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- 奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・ 農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

(2)狩猟

県内全域の狩猟圧を高めるため、次の施策を実施する。

- ・ イノシシについて、狩猟期間を現在の11月15日から翌年2月15日までの期間を1 ヶ月間延長し、11月15日から翌年3月15日とする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。
- ・ イノシシについて特例休猟区制度を適用することとし、県下全域の休猟区における イノシシの狩猟を可能とする。
- ・ イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の 意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

(3) 有害鳥獣捕獲

有害鳥獣捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市 町村、農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。 実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択 して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(4) 管理捕獲(個体数調整のための捕獲)

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択 して行う。

管理捕獲の実施にあたっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。

ツキノワグマの活動期間である4月~12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(5) 捕獲数の目標

基本指針に従って狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた捕獲数の目標を以下のように定める。

県内に生息するイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な 範囲に縮小させるため、平成24年度から平成28年度までの年間捕獲目標頭数を 3,000頭とする。

過去8年(平成18年度~25年度)における捕獲頭数の平均値は、2,834頭であることから、耕作放棄地周辺等の里山における捕獲の取り組みの一層の強化により3,000頭を目標とする。

また、農作物の被害状況やモニタリング調査の結果をふまえ、必要に応じて捕獲圧の調整や捕獲数の目標の見直しを行う。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

イノシシの個体数調整を図るとともに、奥山に生息できるようにするため森林の保全や整備を図る。

ア 落葉広葉樹林の保全

イノシシは、どんぐりなどの堅果類を食料として利用しており、これらのえさとなる実のなる落葉広葉樹林の保全を図る必要がある。

イ 針広混交林の整備

これまでに造成された針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成にするよう整備する必要がある。

(2) 生息環境の整備

特に中山間地域における耕作放棄地や、耕作地周辺の山林(里山)の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生の要因除去に努める。

ア 農地の周辺の森林(里山)の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畑などの人間の生活圏に入りにくくする。

イ 竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシのえさとなるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

ウ 耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)被害防止対策

イノシシにとって集落や地域をエサ場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。被害が発生している地域において、以下の対策を行う。

ア 集落における誘因物の除去

(ア) 集落内農地周辺の環境改善

あまり食べようとしない作物(ショウガ、トウガラシ、シソ等)の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

(イ) 野生獣を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

イ パトロール

前述の里山や耕作放棄地の管理、集落内の誘引要素の除去の効果をさらに高めるため、 これらの地域の猟犬を使ったパトロールや地域住民による利用が重要となる。人の動きが 頻繁になることで、イノシシをはじめ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザルなどの野 生動物の警戒心を持続させ、集落に寄せつけない効果を得る。

ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。

農業者等は、被害状況に応じて農政部が開発した多獣種対応型電気柵である獣塀くん等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、JA等は、地域の実情に合わせ必要に応じて一定規模の農地や集落を獣害対策 用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減と 棲み分けを図る。

県は、設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

電気柵等の効果を持続させるには、定期的な下草の除去や見回り等適切な維持管理を行 う必要があり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促 進する。

エ 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

(ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を 図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

(2) 狩猟者の確保・育成対策

狩猟者数は、年々減少しており高齢化が進んでいる。今後も継続して野生鳥獣に対する適 正な捕獲圧をかけていくためには、狩猟者の確保と育成は必要不可欠である。

捕獲の担い手は、狩猟者に負うところが大きく、農業被害を受けている農業者やゴミ集積場を荒らされるなどの生活被害に遭っている住民等がみずから捕獲の担い手となることも必要である。

ア 狩猟者の確保

わな猟については、平成20年度以降増加しているが、銃猟については、銃規制の強化や若

年者の狩猟離れによる高齢化等により減少しており、狩猟者全体では減少している。

県では、狩猟免許試験を受験する機会を増やし、受験者の利便性を向上させるため、休日 や農閑期に狩猟免許試験を実施している。

狩猟者を確保するため、引き続き、試験の休日・複数回開催を実施するとともに狩猟免許 試験制度の周知を図る。

イ 狩猟技術の向上

免許取得者が狩猟を始めて十分な成果を上げるようになるには、熟練者からの技術指導を受けるなど狩猟技術の向上を図る必要がある。免許取得者に対して猟友会への加入を促進するとともに、管理捕獲従事者育成研修会の開催など、狩猟技術の指導を受ける機会を提供する。

(3) モニタリング等

本計画は平成26年度に実施されたイノシシ生息等モニタリング調査、被害調査等の結果に基づいている。しかし、イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多く、今後さらなる調査研究が必要である。

ア 地域ぐるみの取り組み

モニタリングは科学的・計画的な管理を遂行するために必須である。そのため、以下の 情報を把握し、フィードバックする体制の整備に努めるものとする。

(ア)分布

分布については出猟カレンダー(単位:5kmメッシュ)により、毎年その状況を把握する。(様式:付属資料)

(イ) 生息密度

密度指標として、生息実態調査でおこなったように、捕獲数、CPUE (出猟人日数当たりの捕獲数で表される捕獲効率)、目撃数、WPUE (出猟人日数当たりの目撃数で表される目撃率)、痕跡密度を総合的に分析し、判断することが必要である。

イ 被害状況調査

被害対策を行うには、被害状況を正確に把握する必要がある。

市町村は、農業者、JA等の協力を得て被害を出した鳥獣や農作物の被害面積・金額・数量等の情報を収集し、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき県に報告する。

県は、被害状況を取りまとめ、市町村等関係機関への情報提供やホームページによる公開を行う。

(4)計画の実施体制

ア 実施体制

(ア) 行政、猟友会、農業団体、農業者等の連携

具体的な鳥獣被害対策は、被害を受けている地域において、行政、農業団体、農業者、 猟友会等の関係者がそれぞれの立場で連携し地域ぐるみで取り組むことが重要である。 県は、市町村、猟友会、農業団体、農業者等と連携を図っていく。

(イ) イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会

学識経験者、農林業・狩猟・自然保護等関係団体、関係行政機関等で構成し、幅広い 視点から管理計画の作成に向けた計画内容の検討や計画の進捗状況等の評価等を通じ、 計画の効果的な推進を支援する。

(ウ) 野生鳥獣被害対策連絡協議会

庁内関係所属、事務所、県警本部、関係機関等の担当者間の情報交換及び連携強化を 図ることを目的として設置する。

また、各地域毎に野生鳥獣被害対策連絡会議を設置し、効果的な被害防除等の対策や被害に対して臨機応変に対応するための協議、連携を行う。

イ 実施方法

(ア)計画の作成

適正な生息密度へと導く個体数調整は、農作物の被害状況や生息密度指標の推移を基 に、毎年度イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴取した上で実施計画を作 成して計画的に実施することとする。

また、モニタリング調査結果等に基づいて本計画の見直しや次期計画の策定を行う。

(イ) 事業の実施

県、市町村、住民、農業者、JA等の実施主体が、それぞれの役割に応じて自ら事業を実施するとともに、住民による地域ぐるみの取組みを支援する。

県は、各地域の関係者に対し、被害防除対策や個体数調整に関する必要な情報提供を 行う。

(ウ)評価

計画の実施状況の評価は、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会において行うこととする。

(5) 普及啓発・広報活動

計画の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。

市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の普及やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

付属資料

狩猟による捕獲状況

- ① 山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移
- ⑤ 狩猟者登録率の推移

出猟カレンダー様式

狩猟による捕獲状況

① 山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化

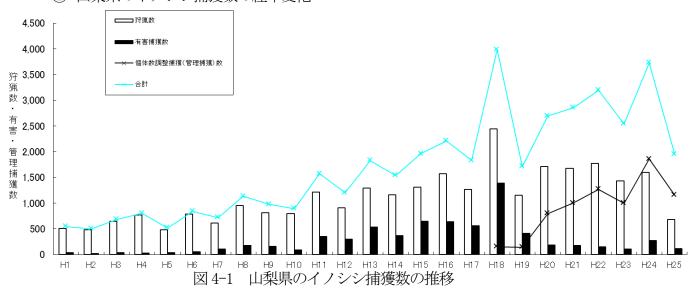
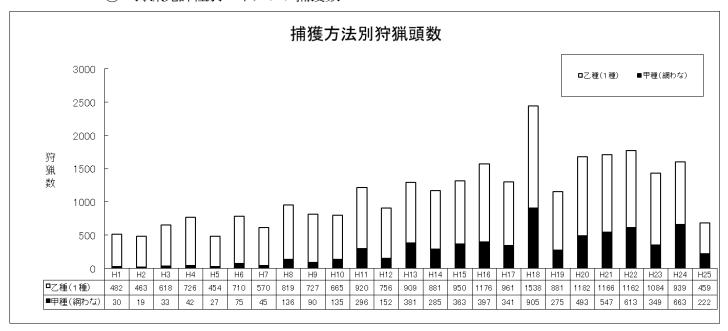


表4-1 山梨県のイノシシ捕獲数の推移(図4-1の基礎データ)

山梨県	ペプーノンフ加度	3X->1ED (E) 1	「100室暖ノーク)	
年度	狩猟数	有害捕獲数	個体数調整捕 獲(管理捕獲) 数	合計
H1	512	35		547
H2	482	19		501
H3	652	35		687
H4	768	33		801
H5	481	39		520
H6	785	55		840
H7	615	107		722
H8	955	181		1,136
H9	817	162		979
H10	800	94		894
H11	1,216	353		1,569
H12	908	297		1,205
H13	1,290	536		1,826
H14	1,166	373		1,539
H15	1,313	650		1,963
H16	1,573	639		2,212
H17	1,271	562		1,833
H18	2,443	1,393	151	3,987
H19	1,156	412	145	1,713
H20	1,713	185	798	2,696
H21	1,676	178	1,004	2,858
H22	1,775	151	1,271	3,197
H23	1,433	110	999	2,542
H24	1,602	269	1,857	3,728
H25	681	112	1,158	1,951
出典:県集計デ	一タより			

② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数



③ 狩猟者登録数

狩猟者登録数(免許種類別・山梨県)

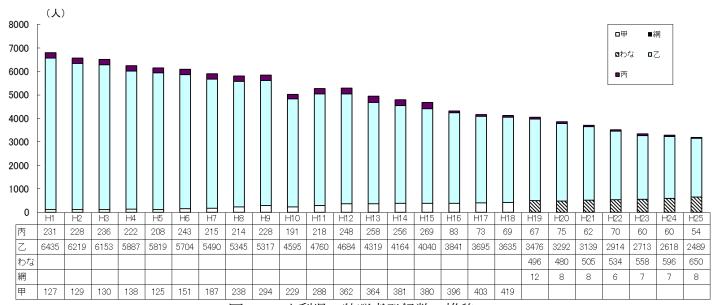


図 4-3 山梨県の狩猟者登録数の推移

④ 年齢別狩猟者数の推移

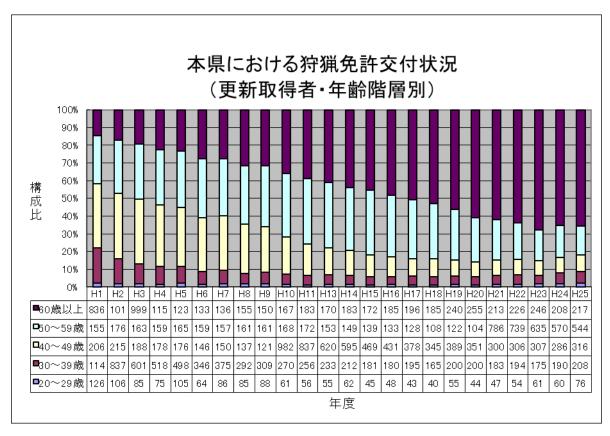


図 4-4 山梨県の年齢別狩猟者数の推移

⑤ 狩猟者登録率の推移

表 4-2 狩猟免許別狩猟者登録率の推移

	甲(網わな)	網	わな	乙(第一種)	丙(第二種)
H16	56.1%			83.3%	81.2%
H17	54.3%			80.5%	70.4%
H18	58.0%			88.2%	86.9%
H19		1.9%	58.7%	84.6%	69.4%
H20		1.5%	55.1%	80.4%	85.5%
H21		6.8%	57.8%	86.8%	84.9%
H22		5.2%	53.3%	81.1%	97.9%
H23		6.2%	51.6%	75.5%	85.4%
H24		9.0%	52.8%	88.1%	102.3%
H25		9.0%	54.8%	82.3%	97.7%

狩猟者登録率は、狩猟免状交付者数に占める狩猟者登録証交付者(県内者)数の割合を表す。

山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー(わな猟用)

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。

登録証返納の際、出猟の有無に関わらず、<u>必ず提出してください</u>。】

氏名		年令	卡	狩猟歴	年	 狩猟者	登録番号			
シカ猟出猟の有無		有 · 無		イノミ		有	· 無			

	買設置期間	罠を設置した			罠の種類	罠の台数	シ カ 捕獲数			イノシシ 捕獲数	皮膚病 (疥癬など) と疑われる個体に ついて記入	
		メッシュ番号					8	우	3	우	幼獣	(イノシシのみ)
	記入例 11/16~11/30	0	9	6	くくり罠・箱罠・囲い罠	7	1		1	0	0	皮膚病1
/ [記入例 11/20~11/30	0	9	6	くくり罠・箱罠・囲い罠	2		1	0	0	0	
	記入例 12/1~12/10	1	1	0	くり買・箱罠・囲い罠	5	1		0	0	0	
	~				くくり罠・箱罠・囲い罠							
	~				くくり罠・箱罠・囲い罠							
	~				くくり罠・箱罠・囲い罠							

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日~翌年3月15日)中の期間となります。

No.				
-----	--	--	--	--

山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー(第一種銃猟用)

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。 登録証返納の際、出猟の有無に関わらず、必ず提出してください。】

※2人以上のグループで出猟した場合の捕獲数と目撃数は、報告が重複しないように、その日のグループ代表者がまとめて記入して下さい。

	氏 名				年令	•		才	狩	猟歴		年	三 狩猟	者登録	禄番号		
	シカ猟出猟の有無 有・			· 無	イノシシ猟出猟の有無				有 · 無				クマ猟出猟の有無 有・無				
	出猟月日	出猟した地域 月日 の メッシュ番号		グループ 出猟人数		シ カ 目撃数		シ 捕狐	シ 捕獲数		イノシシ 目 撃 数		イノシシ 捕獲数			皮膚病(疥癬など)と疑われる個体について記入	
	шжл п			番号	(本人を 含む)	8	우	不明	8	우	成獣	幼獣	不明	87	우	幼 獣	(イノシシのみ)
	記入例 [/] 12/10	1	1	4	6人	1	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	皮膚病 1
1	記入例 1 / 2 6	0	2	3	1人	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1	
	記入例 2 / 1 2	0	2	3	5人	0	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	
	/				人												
	/				人												
					人												

山梨県特定鳥獣 (イノシシ) 保護管理計画 平成24年 3月策定 平成25年11月変更

山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 平成27年 月策定

山梨県森林環境部みどり自然課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話055-237-1111 内線6504